

# 歳入局長通達第457号の施行:源泉徴収税代理 業務をすべて電子プラットフォームへ移行

### 概要

タイ歳入局による従来の規則では、ある会社が源泉徴収義務者の代理人として源泉税申告書の提出および納付を行う場合、源泉徴収義務者は代理人を指定するための契約書を作成する必要がありました。さらに、当該会社は歳入局のガイドラインに従って源泉徴収票を発行し、PND53を提出する必要がありました。

しかし、歳入局長通達第457号(Director-General Notification、以下「DGN457」)の発行により、歳入局は源泉税申告の代理手続きを電子化するために、代理人の任命契約を電子的に締結し、印紙税を電子的に納付することを義務付けました。複数の源泉徴収義務者を受け持つ源泉税申告の代理人は、歳入局の電子申告システムを通じて承認を申請し、条件に同意する必要があります。

#### 詳細

2025 年 4 月 11 日、複数の源泉徴収義務者から委任された指定代理人による源泉税納付に関するDGN457 が発行されました。

源泉税申告の代理人を指定する場合は、書面による契約が必要です。当該契約では、代理人を権限を有する代理人として指定し、源泉徴収税の電子申告および納付する権限を付与し、任命期間を明示する必要があります。さらに、印紙税は電子的に貼付され、契約書および関連書類は税務調査に備えて保管されなければなりません。

複数の源泉徴収義務者を受け持つ代理人は、歳入局の電子申告システム、WHTソフトウェアコンポーネント(SWC) システム、またはWHTサービスシステム(SVS)を通じて承認を申請し、条件に同意する必要があります。WHT代理人 がPND53を電子申告する際、DGN 457に規定された条件を遵守する必要があります。

この規則が施行される前に承認された源泉税申告の代理人で、当該契約が施行後に終了する場合、これらの代理人は新しい規則に基づいて承認されたものとみなされ、すべての条件に準拠する必要があります。

この規則は、2025年7月1日以降の所得の支払いに適用されます。

#### PwCの見解

会社が源泉税申告の代理人である場合、または他の当事者をその役割に指定する場合でも、新たに代理人の任命手続きをしなければなりません。本通達に記載されている規則に従い、代理人は、歳入局の電子申告システムを通じて指定され、定められた条件に従う必要があります。



© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



## For further information, please contact:

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Orawan Fongasira Tuttapong Kritiyutanont Ornnattha Sabyeroop 日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662)844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 149 countries with more than 370,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.